

環境省所管法令に係る立入検査等に係る身分証明書の様式の統合についての概要

内	閣	府
総	務	省
法	務	省
外	務	省
財	務	省
文	部	科
厚	生	学
農	林	省
経	水	省
国	産	省
土	業	省
交	通	省
環	境	省
令	和	3
年	1	月

1. 経緯

地方分権に係る「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月閣議決定）において、地方公共団体の要望に基づき、環境省所管法令（他府省との共管法令を含む。）で定められている立入検査に係る身分証明書について、「地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、各法令の趣旨・目的に鑑み、様式の規格の統一化等について課題等を整理しながら検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことが決定された。

加えて、地方公共団体からの提案を受け、令和3年度当初から新たな身分証明書の様式（以下「統合様式」という。）の使用が可能となるよう、検討を進めてきた。

2. 環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の統合の方針

新たに「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（仮称）」（環境省令）を制定し、環境省の所管する各法律の施行規則等で定める既存の身分証明書の様式に加えて、複数の法令に基づく身分証を統合した新たな様式（統合様式）を用いることができる旨を規定する。（省令案は別添1参照）

また、環境省と他省庁との共管法令についても、共管省庁の組合せごとに新たな共同省令5本を制定し、上記環境省令と同一の様式を定めることにより、各規則で定める既存の身分証明書の様式に加えて、環境省専管法令及び他の共管法令を含めた統合様式の使用を可能とする。（省令案は別添2から別添6まで）

さらに、法律の規定に基づく立入検査等に係る身分証明書に加えて、条例に基づく立入検査等に係る身分証明書についても統合可能とするよう要望があることから、条例に係る身

分証明書についても、当該条例及び条例に基づく内規等で特段の制約を定めていない限りにおいて今般規定する統合様式への統合を可能とすることとし、上記省令の公布とともに関係府省連名の事務連絡等を発出し、その旨地方公共団体宛て周知する。

具体的な統合対象及び統合様式の概要については、以下のとおり。

(1) 統合対象

環境省所管法令（他府省と共管する法令を含む。）に基づく地方公共団体職員が用いる立入検査等に係る全ての身分証明書を今般規定する統合様式により統合可能とする。具体的な法令名及び条項は、3. に記載のとおり。

立入検査等に関する法律に関して現行の施行規則等で身分証明書の様式の定めのないもの（3. の注を参照）についても、今般規定する統合様式により統合可能なものとして取り扱う（ただし、当該法律に係る身分証明書の様式について地方公共団体の条例、内規等において今般規定する統合様式と異なる様式の使用が義務付けられている場合を除く。）。

条例に基づく立入検査等に係る身分証明書についても、当該条例及び条例に基づく内規等において今般規定する統合様式と異なる様式の使用が義務付けられている場合を除き、統合可能なものとして取り扱う。

(2) 統合様式の記載内容

各規則の既存様式で共通となる記載事項（職員の氏名、生年月日、写真等）については、引き続き記載を行うこととする。

一部規則の現行様式で記載を求めている職名と有効期限については、記載を求めることとする。有効期限については、これまでどおり各地方公共団体の裁量により適切な期限を設定することとする。（なお、放射性物質環境汚染特別措置法施行規則（様式第8号及び様式第11号）については、有効期限を2年間として定めているが、この際現行様式中の有効期限を削除する。）

一部規則の現行様式で求めている写真への割印は、不要とする。

身分証明書の用紙及び証明書に貼り付ける写真のサイズは、各地方公共団体の裁量によりすることができることとする。

様式内の表中に、立入検査等の根拠となる法令（条例を含む。）の名称及び条項を列記した上で、当該職員が立入検査等の職権を有する法令に「○」印を、職権を有さない法令に「－」印を記載することとする。（当該地方公共団体若しくは各部局が所管する全ての法令を列記した上で職員ごとに権限の有無を示す「○」印又は「－」印を記載してもよいし、当該職員が立入検査等の権限を有する法令のみを列記した上で全ての法令に「○」印を記載してもよい。）

同一法令中に立入検査等に係る複数の規定がある場合であって、当該職員の権限がそのうちの一部の規定に基づく立入検査等に限定されている場合には、権限を有する範囲が明

らかとなるよう当該法令中の対象条文を特定して記載することとする。

立入検査等の根拠となる法令の条文については、身分証明書に印刷する必要はなく、立入検査等の際に事業者等から問合せがあった場合には、別紙に印刷し若しくは電子機器に表示した条文を提示する、又は条文の参照方法を口頭で伝達するなど、適当な方法により対応することとする。

3. 対象省令

(1) 環境省令（別添1）

- ①温泉法（昭和23年法律第125号）第28条第1項及び第35条第1項
- ②自然公園法（昭和32年法律第161号）第17条第1項、第30条第1項、第35条第2項（自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）附則第3項第5号の規定により適用する場合を含む。）、第37条第2項及び第62条第1項
- ③大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第26条第1項
- ④騒音規制法（昭和43年法律第98号）第20条第1項
- ⑤廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の13第1項及び第19条第1項
- ⑥水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第22条第1項
- ⑦悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第20条第1項
- ⑧自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第31条第1項
- ⑨動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第24条第1項（同法第24条の2第3項において準用する場合及び同法第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、第25条第5項及び第33条第1項
- ⑩公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第139条第1項及び第140条第1項
- ⑪振動規制法（昭和51年法律第64号）第17条第1項
- ⑫浄化槽法（昭和58年法律第43号）第53条第2項
- ⑬湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第21条第1項（同法第22条において準用する場合を含む。）及び第32項第1項
- ⑭特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成6年法律第9号）第18条第1項
- ⑮ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第27条第4項及び第34項第1項
- ⑯ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第25条第1項
- ⑰土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第14条第4項並びに第54条第1項及び第3項から第5項まで

⑱鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 75 条
第 2 項から第 4 項まで

⑲平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）第 34 条第 3 項及び第 50 条第 5 項

（2）内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係（別添 2）

○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）第 41 条第 1 項から第 4 項まで

（3）財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係（別添 3）

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号）第 11 条第 1 項

（4）農林水産省・環境省関係（別添 4）

○農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）第 13 条第 1 項

（5）経済産業省・環境省関係（別添 5）

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 92 条第 1 項

○使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）第 131 条第 1 項

（6）経済産業省・国土交通省・環境省関係（別添 6）

○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）第 30 条第 2 項

注：現行の規則で身分証明書の様式の定めのない以下の法律の規定に関しては、今回の省令整備の対象とはしないが、新たに定める様式に統合可能なものとして取り扱う。

○工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）第 22 条第 1 項及び第 25 条第 1 項

○建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項及び第 14 条第 1 項

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 43 条第 1 項

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 31 条第 1 項

4. スケジュール

令和3年1月29日（金）	意見募集開始
2月27日（土）	意見募集〆切
3月中旬	省令公布（公布日施行）